

## 国立大学法人長崎大学個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	長崎大学評価基礎データベースシステム	
国立大学法人の名称	国立大学法人長崎大学	
個人情報ファイルの利用に係る事務を行う組織の名称	総務部総務企画課	
個人情報ファイルの利用目的	長崎大学における教育, 研究, 社会貢献, 大学運営等の諸活動に関するデータを収集し, 管理することにより, 法人評価, 認証評価, 第三者評価, 外部評価, 教員の個人評価等に活用するため。	
個人情報ファイルの記録項目	1. 教職員基本情報, 2. 出身学校, 3. 出身大学院, 4. 取得学位, 5. 学内職務経歴, 6. 学外略歴, 7. 所属学会・委員会, 8. 専門分野(科研費分類), 9. 専門分野(ReaD分類), 10. 専門分野(学科系統分類), 11. 取得資格, 12. 研修受講歴, 13. 研究経歴, 14. 論文, 15. 著書, 16. 研究発表, 17. 産業財産権, 18. ライセンス契約, 19. 作品, 20. 研究成果物(知的基盤), 21. その他研究活動, 22. 学術関係受賞, 23. 科学研究費補助金獲得実績(文科省・学振), 24. その他競争的外部資金獲得実績, 25. 学長(部局長)裁量経費研究, 26. 受託研究受入実績, 27. 受託研究員受入, 28. 共同研究実施実績, 29. 奨学寄附金, 30. 共同研究希望テーマ, 海外研究活動集計, 31. 担当授業科目, 32. 教育活動に関する受賞(指導大学院生・学部生の受賞を含む), 33. その他教育活動及び特記事項, 34. 学内活動, 35. 学会・委員会活動, 36. 学外の社会活動(高大・地域連携等), 37. ベンチャー企業設立, 38. 教員等報道, 39. 教員等兼業, 40. 学会運営参画, 41. 技術指導分野, 42. 教員等相談, 43. 提供可能な資源, 44. 自己PR等	
記録範囲	長崎大学の教員及び技術職員	
記録情報の収集方法	評価基礎データベースシステムへの入力	
記録情報の経常的提供先	独立行政法人科学技術振興機構	
開示請求, 訂正請求又は利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	広報戦略本部
	(所在地)	長崎市文教町1-14
訂正又は利用停止に関して他の法律等により定められた特別の手続	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号(電算処理ファイル)	
	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号(紙等ファイル)	
備考		

注 「法」とは, 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)をいう。